令和８年第２回足寄町議会臨時会議事録（第１号）

令和８年５月１８日（月曜日）

◎出席議員（１３名）

１番	早瀬川　　恵　君	２番	井脇昌美　君
３番	榊原深雪　君	４番	矢野利惠子　君
５番	田利正文　君	６番	髙橋健一　君
７番	木村明雄　君	８番	細川　　勉　君
９番	川上修一　君	１０番	進藤晴子　君
１１番	多治見亮一　君	１２番	二川　　靖　君
１３番	髙橋秀樹　君		

◎欠席議員（０名）

◎法第１２１条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一　君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳　君
総務課長	佐々木康仁　君
まちづくり推進課長	赤間恵一　君
こども・健康課長	石川建祐　君
住民・出納課長	毛利尚明　君
農林課長	大浦三奈　君
建設課長	森岡彰寿　君
消防課長	原　　孝一　君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角野慎一　君
事務局次長	飯野真有　君
総務担当主査	遠藤浩一　君

◎議事日程

日程第　１　　会議録署名議員の指名＜Ｐ４＞
日程第　２　　会期の決定＜Ｐ４＞
日程第　３　　報告承認第２号　繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
＜Ｐ４～Ｐ５＞
日程第　４　　報告承認第３号　専決処分の承認を求めることについて〔令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１５号）〕＜Ｐ５～Ｐ６＞
日程第　５　　報告承認第４号　専決処分の承認を求めることについて〔令和７年度足寄町下水道事業会計補正予算（第４号）〕＜Ｐ６～Ｐ７＞
日程第　６　　議案第３９号　小型動力ポンプ付水槽車（足寄２号）購入売買契約について＜Ｐ７～Ｐ９＞
日程第　７　　議案第４０号　足寄町行政手続条例の一部を改正する条例
＜Ｐ９～Ｐ１０＞
日程第　８　　議案第４１号　足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
＜Ｐ１０～Ｐ１３＞
日程第　９　　議案第４２号　令和８年度足寄町一般会計補正予算（第１号）
＜Ｐ１３～Ｐ１４＞
日程第１０　　議員派遣の件＜Ｐ１４＞

午前１０時００分　開会

◎　開会宣告

○議長（髙橋秀樹君）　全員の出席であります。

ただいまから、令和８年第２回足寄町議会臨時会を開会いたします。

◎　町長挨拶

○議長（髙橋秀樹君）　町長　渡辺俊一君から、招集の挨拶があります。

町長　渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君）　議長のお許しを頂きましたので、令和８年第２回臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

報道等で皆さん御承知のとおりでございますけれども、札幌管区気象台から５月１３日、雌阿寒岳で火山性地震が増加しているということで発表がございました。

雌阿寒岳は昨年９月に噴火警戒レベルが１から２に引上げられ、昨年１０月と今年３月にごく小さな噴火が観測されています。

火山性地震はポンマチネシリ火口付近を震源として、今月１０日頃から増え始めています。１０日に２５回であった地震回数は、１２日には７０回、１３日、１４日には２００回を超えているというような状況であり、１５日には午後３時までで７０回となっているという状況であります。

今日の午後４時に、火山の状況に関する解説情報が、札幌管区気象台から発表される予定となっております。今後、火山活動がさらに高まった場合には、噴火警戒レベルを現行の２から３に引上げるという可能性もあるということが言われております。

今後も、雌阿寒岳の動向を十分注視しながら、関係機関とも連携し、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

もう１件、本町と上川管内の下川町、それからオホーツク管内の滝上町、美幌町の４町で構成する北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会と、森林カーボンクレジット創出を支援する株式会社ステラーグリーンで、森林資源を活用した脱炭素社会実現に向けた連携協定を５月１３日に締結いたしました。

広域連携で町有林からカーボンクレジットを創出し、販売した収益で森林整備や地域の活性化などに取り組んでいく予定としております。

４町の町有林約１万３，２００ヘクタールで、二酸化炭素などの温室効果ガス吸収量を販売する国の制度、Ｊ－クレジットを創出し、株式会社ステラーグリーンがクレジットの創出から販売までを担うという形で行っていきたいと考えております。

収益については、持続可能な森林整備や産業振興、防災などに活用しながら、地域経済を循環させていくということで考えているところでございます。収益はまだまだこれからで、クレジットをまず創出するというところから始まりますけれども、今後に向けて、取組を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いしたいと思っております。

本日、御審議頂く議案でございますけれども、報告承認３件、議案４件を予定しております。

御審議賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎　開議宣告

○議長（髙橋秀樹君）　これから、本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前１０時０５分　休憩

午前１０時０８分　再開

○議長（髙橋秀樹君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとお

りです。

◎　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第１８４条の規定によって、１２番二川靖君、１番早瀬川　恵君を指名いたします。

◎　議運結果報告

○議長（髙橋秀樹君）　議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長　進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）　本日開催されました、第２回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日１日間であります。

本日は最初に、報告承認第２号から報告承認第４号を即決で審議いたします。

次に、議案第３９号から議案第４２号を即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件について審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（髙橋秀樹君）　これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎　会期決定の件

○議長（髙橋秀樹君）　日程第２　会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間に決定いたしました。

◎　報告承認第２号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第３　報告承認第２号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長　毛利尚明君。

○住民・出納課長（毛利尚明君）　報告承認第２号専決処分の承認を求めることについて。

議案書第２ページを御覧願います。

ただいま議題となりました、報告承認第２号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分書。足寄町税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日から施行されたことに伴い、足寄町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和８年３月３１日付けで専決処分をしたものでございます。

このたびの改正は、法令等の改正に合わせ所要の規定の整備を行うものであるため、改め文の朗読は省略させていただき、新旧対照表に沿って御説明させていただきます。

５ページを御覧願います。

本条例改正の主な改正点は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正で、第１８条の３ほかにおいて定めております。

本改正により、軽自動車税種別割は軽自動車税に名称が変更となりますが、税率の変更はございません。

９ページを御覧願います。

附則第８条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を、３年間延長するものでございます。

附則第１０条の２の改正は、わがまち特例に係る法改正により、特例割合の変更及び引用する条例で項ずれなどが生じたため、これを改めるものでございます。

１４ページを御覧願います。

附則第１７条の２の改正は、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を、３年間延長するものでございます。

３ページにお戻りください。

附則において、第１条でこの条例は令和８年４月１日から施行としますが、第２条で固定資産税に関する経過措置を、第３条で軽自動車税に関する経過措置を設けております。

以上、本条例の改正に係る提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第２号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、報告承認第２号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認されました。

◎　報告承認第３号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第４　報告承認第３号専決処分の承認を求めることについて〔令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１５号)〕の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　ただいま議題となりました、報告承認第３号専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

１８ページをお願いいたします。

令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１５号）につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、下記のとおり令和８年３月３１日付けで専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを御報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分の理由につきましては、令和７年度末におきまして、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、繰入金、投資及び出資金等の変更により予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものでございます。

専決処分書を御覧ください。令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１５号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分した内容について御説明申し上げます。

１９ページをお願いいたします。

令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１５号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１８３万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１１億２，７６３万２，０００円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

２６ページをお願いいたします。

第６款農林水産業費、第２項林業費、第１目林業振興費、第２４節積立金におきまして、森林環境譲与税基金積立金を３２２万４，０００円減額いたしました。

第８款土木費、第４項都市計画費、第２目下水道費、第２３節投資及び出資金におきまして、企業債償還元金経費出資金といたしまして１３９万４，０００円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げますので、２３ページをお願いいたします。

第１款町税、第１項町民税におきまして、個人町民税及び法人町民税を合わせまして３２１万９，０００円を計上いたしました。第２項固定資産税におきまして、２７１万３，０００円を計上いたしました。

第２款地方譲与税、第１項自動車重量譲与税におきまして、２３７万円を計上いたしました。第３項森林環境譲与税を３２２万４，０００円減額しております。

２４ページをお願いいたします。

第８款環境性能割交付金を２８４万１，０００円減額いたしました。

２５ページをお願いいたします。

第１１款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして１，５７９万７，０００円を計上いたしました。

第１９款繰入金、第２項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金など２，１１１万２，０００円を減額いたしました。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第３号専決処分の承認を求めることについて〔令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１５号）〕の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、報告承認第３号専決処分の承認を求めることについて〔令和７年度足寄町一般会計補正予算（第１５号)〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎　報告承認第４号

○議長（高橋秀樹君）　日程第５　報告承認第４号専決処分の承認を求めることについて〔令和７年度足寄町下水道事業会計補正予算（第４号)〕の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長　森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君）　ただいま議題となりました、報告承認第４号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

２７ページをお願いいたします。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり令和７年度足寄町下水道事業会計補正予算（第４号）を令和８年３月３１日付けで専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

専決処分の理由でございますが、令和７年度における受益者負担金が一部未納になったことにより、資本的支出額に対して資本的収入額が不足するため、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容について御説明申し上げます。

２８ページをお願いします。

令和７年度足寄町下水道事業会計補正予算（第４号）。

資本的収入及び支出の予定額として、資本的収入に５万５，０００円を計上、資本的支出から４４万円を減額し、資本的収入額の予定額を４，３５２万１，０００円、資本的支出の予定額を１億４３０万３，０００円とするものでございます。

資本的収入及び支出の予定額の補正に伴い、予算第４条本文括弧書中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額を「６，０７８万２，０００円」に、当年度分損益勘定留保資金を「６，０７８万２，０００円」に、それぞれ改めるものでございます。

支出でございますが、第１款資本的支出、第１項建設改良費におきまして、管渠建設改良費としまして４４万円を減額いたしました。

収入でございますが、第１款資本的収入、第１項他会計市出資金におきまして、他会計出資金といたしまして１３９万４，０００円を計上し、第２項負担金等におきまして、受益者負担金として１３７万円を減額、区域外流入分担金として３万１，００円を計上いたしました。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第４号専決処分の承認を求めることについて〔令和７年度足寄町下水道事業会計補正予算（第４号）〕の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、報告承認第４号専決処分の承認を求めることについて〔令和７年度足寄町下水道事業会計補正予算（第４号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎　議案第３９号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第６　議案第３９号小型動力ポンプ付水槽車（足寄２号）購入売買契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　ただいま議題となりました、議案第３９号小型動力ポンプ付水槽車（足寄２号）購入売買契約に

ついて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書３１ページを御覧ください。

令和８年４月２３日、財務規則に基づき指名競争入札に付した小型動力ポンプ付水槽車（足寄２号）の購入につきまして、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、小型動力ポンプ付水槽車（足寄２号）の購入です。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額につきましては、７，５６８万円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町１３丁目２番１７号、株式会社北海道モリタ、代表取締役岩村純一氏でございます。

納入期日につきましては、令和９年３月３１日としております。

３２ページに外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番川上修一君

○９番（川上修一君）　金額なのですけれども、随分高くなったなと。

物価が上がっているから致し方ないと思うのですけれども、大体署長の感覚でよろしいですから、３年ぐらい前から比べたら、どのぐらい上がっているのかというのが１点と、もう１点、納入期日が令和９年３月３１日という、１年後ぐらいになっているのですけれども、特殊車両ですから注文してもなかなかすぐ入らないのかなと思うのですけれども、その辺の見通しも含めて、２点お伺いいたします。

○議長（髙橋秀樹君）　消防課長、答弁。

○消防課長（原　孝一君）　川上議員の質問にお答えいたします。

まず、金額でございますが、昨今の事情でうなぎ登りになっているところでございます。３年前と比べましても、５００万円から１，０００万円は違うのかな、という感覚を持っております。

それから、納入期限についてですが、北海道モリタにおきましては主に艤装を行っているところなのですが、シャシがなかなか納入されないということで、納入期限については、来年３月３１日目いっぱいの設定にしてございます。ただ、もしかするとそこも延長になる可能性も含んでいるというところも、御了承頂きたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋秀樹君）　他に、質疑はございませんか。

７番木村明雄君。

○７番（木村明雄君）　お伺いしたいと思いますけれども、今回入るのは、車にポンプがついているのと、それからポンプがついていなくて、可搬式というものが入ってきているような気がするわけなのです。

この辺についての違いと、今回配備の車両にポンプがついているのかどうなのか、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（髙橋秀樹君）　消防課長、答弁。

○消防課長（原　孝一君）　木村議員の質問にお答えいたします。

今回導入予定の車でございますが、ポンプがついているタイプではなく、可搬式ポンプといいまして、そちらの動力をメインに水を出すものになっております。そのポンプの性能ですけども、おおむね１分間で１トンほど水を放出できる性能を持ったものを積載して導入する予定でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋秀樹君）　７番木村明雄君。

○７番（木村明雄君）　私は昔の頭だから、ちょっと分からないのだけれども、昔は消防車には必ずエンジンから直接ポンプを回して、水を出してと。今、この可搬式というのは発動機なのですよね。それでやっているわけなのですけれども、これから先も、この可搬式という形の中で進むのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋秀樹君）　消防課長、答弁。

○消防課長（原　孝一君）　木村議員の質問にお答えいたします。

今回購入予定の１０トン車につきましては、今後も可搬式ポンプを積載して、そちらをメインの動力として運用していく予定でございます。ただ、タンク車でございますが、そちらのほうは、エンジンが駆動をしてポンプを回して、その後、動力にして放水をするというタイプもございますので、何台か分かれていますので、今回は可搬式をメインにという形になっております。

御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（髙橋秀樹君）　他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第３９号小型動力ポンプ付水槽車（足寄２号）購入売買契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第３９号小型動力ポンプ付水槽車（足寄２号）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第４０号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第７　議案第４０号足寄町行政手続条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　議案３３ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第４０号足寄町行政手続条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定により、行政手続における不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、アナログ規制の一類型である書面掲示規制に関わる見直しを行い、インターネットの公表を前提とした改正が行われたため、関連する本条例の一部を改正するものでございます。

３３ページの改め文の朗読は省略をさせていただきまして、新旧対照表で御説明をさせていただきますので、３４ページをお願いいたします。

主な改正内容について、申し上げます。第１５条による改正は、聴聞の通知の方式について、公示送達による通知が可能な旨のみを同条第３項に残し、その方法及び効果について、新たに第４項を設けています。具体的には、第４項でホームページ等での公示を加え、従前の掲示場での掲示とともに公示することとしています。また、

その効果も当該措置を開始した日から２週間を経過したときに当該通知がその者に到達したものとみなすものと改めるものでございます。

第１６条、第２２条、及び第２９条による改正は、この第１５条第４項を設けたことによる条文の改正になります。

３３ページにお戻りください。

附則の第１条におきまして、この条例は令和８年５月２１日から施行することとし、第２条では経過措置について規定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４０号足寄町行政手続条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第４０号足寄町行政手続条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第４１号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第８　議案第４１号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長　毛利尚明君。

○住民・出納課長（毛利尚明君）　議案書３５ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第４１号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、国保財政の健全な運営及び国民健康保険税負担の適正化を図るため、被保険者の負担感に配慮しながら、令和１２年度からの保険料の統一に向けた道の運営方針に適切に対応していく必要があることから、段階的かつ計画的な税率改正を行うものです。

また、子ども・子育て支援法の改正に伴い、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険者から支援納付金を徴収する子ども・子育て支援制度が創設されたことから、同制度に係る納付金を国民健康保険税に含めて課税する規定を追加、及び地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる世帯の所得の算定金額、並びに基礎課税額に係る課税限度額が引上げられたことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、国民健康保険税率の改正につきましては、令和８年３月１６日に開催されました足寄町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当との答申を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

改め文の朗読は省略させていただき、新旧対照表に沿って御説明させていただきます。

３７ページを御覧願います。

本条例改正の主な改正点は、子ども・子育て支援納付金の新設に伴う規定の追加で、第２条ほかにおいて定めております。

第３条は基礎課税額の所得割の乗率を、第４条は被保険者均等割を改正するものでございます。

３８ページを御覧願います。

第６条は後期高齢者支援金等課税額の所得割の乗率を、第８条は介護納付金課税被保険者に係る所得割の乗率を改正するものでございます。

第２３条は国民健康保険税の減額について改正するもので、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の改正、及び均等割額、平等割額の軽減などを改正するものでございます。

３６ページにお戻りください。

この条例は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用としますが、令和７年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする経過措置を設けております。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番田利正文君。

○５番（田利正文君）　子育て世帯を社会全体で、子育てを支えるという理念にかなうという考えがあります。

もう一つは、社会保障の歳出改革が行われるために、実質的負担がないという意見もあります。

そのほかに、医療保険の目的から逸脱している、事実上の増税である、定率で徴収されるため、低所得者層ほど負担が重くなる逆進性があるという考えもあります。

これらについて実際はどうなのか、あるいは町の考えはどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（髙橋秀樹君）　住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（毛利尚明君）　お答えいたします。

子ども・子育て支援金分の今回増える分の計算方法ですけれども、所得割として、子ども・子育て支援金が０．２９％。均等割として１人当たりかかる部分で９００円。また、同じく均等割で１８歳以上の方にかかる部分が２００円。平等割として、１世帯当たり１，０００円が、今回新たに追加される形となっております。

ただ、今回の改正において、基礎課税額の所得割額、また後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税被保険者の所得割額の率について、今回減額する形をとっておりまして、子ども・子育て支援金としては増える形にはなるのですけれども、所得割としてはマイナス０．７８％という形となっております。

均等割と平等割につきましては、今回、増える形となってしまうのですけれども、道の試算におきましてもそちらが増えている形なので、令和１２年の北海道への保険料統一に向けて、そこを大きく外してしまうと、いずれそこの金額に上がっていく形になりますので、今回このようにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋秀樹君）　５番田利正文君。

○５番（田利正文君）　すみません、理解が悪くて。

先ほど言った社会保障の歳出改革、３８ページの６条、第８条、第９条などで減額になっていますけれども、それがトータルして実質的負担はないというふうに言い切れるのかどうかを、お聞きしたいのですけれど。

○議長（髙橋秀樹君）　住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（毛利尚明君）　お答えします。

今回、金額の変更に当たって試算したも

のがございまして、御紹介させていただきますと、所得として世帯で７０万円、給与収入として１３５万円の世帯で、世帯主ともう１人、２人世帯のほうで計算しましたところ、年税額としては変更がない形になります。別なパターンとしまして、給与収入として４００万円、所得としては２７６万円の世帯で、夫婦２人と小学生が２人の４人世帯で仮定した世帯で試算しましたところ、前回と比べまして１万３，０００円減額という試算となっております。

以上でございます。

○議長（髙橋秀樹君）　５番田利正文君。

○５番（田利正文君）　今、二つの例を挙げられましたけれども、この条例改正によって、全体としては増になることはないということでとらえていいのですか。

どの世帯でも、増にはならないというふうにとらえていいのでしょうか。

○議長（髙橋秀樹君）　住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（毛利尚明君）　お答えいたします。

今回の改正におきまして、所得割が減になっておりますので、所得割が出ているような世帯については、減額方向になるのですけれども、均等割、平等割が増えている形になりますので、所得割がない世帯につきましては、基本、軽減が入りますので、今回、軽減が入らないそのままのものでいきますと、１人当たり１，６００円、１世帯当たり１，０００円、こちらが増える部分になるのですけれども、所得がないような世帯におきましては、軽減が入る形になると思われますので、これの７割減の金額が増額という形になると思われます。

ですので、所得割が発生しないような世帯につきましては、今回増額が発生してしまうかと思われます。

以上であります。

○議長（髙橋秀樹君）　他に、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

５番田利正文君。

○５番（田利正文君）　議案第４１号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対して反対討論を行います。

長期に経済の低迷が続く中で、世界の紛争や円高による異常なまでの物価の高騰が町民の生活を困難にしています。

こうした中で国民健康保険税の引上げを行うことは、町民の重い負担となり、暮らしの困難を増大させると考えます。

今回の国民健康保険税の改正案は、運営主体の北海道が２０３０年、令和１２年までに保険税水準の統一化を図るための税の引上げが主な理由であり、市町村独自の財政状況を勘案したものではないと思います。

そもそも、国民健康保険税は、被用者保険の２倍弱と高額であります。また、加入者は年金暮らしの高齢者、非正規労働者など、所得の低い世帯が多いのが現状です。

今回の引上げは、これらの加入者の暮らしをより厳しく、困難を拡大することになることは明らかだと考えています。

さらに、今年度から国民健康保険税に子ども・子育て支援金の財源を上乗せして徴収するとしています。

子ども・子育て支援策は重要な施策ですが、児童手当や保育・教育などは医療給付とは異なる目的であり、医療保険税に上乗せする合理的な理由はないものと考えます。

性質の異なる制度を抱き合わせることは、保険税負担をゆがめるものであり、将来的な際限のない負担増につながりかねないと、そういうふうに考えておりますので、容認できるものではありません。

以上の理由から、議案第４１号に対する反対討論といたします。

○議長（髙橋秀樹君）　賛成討論はありま

すか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　これで討論を終わります。

これから、議案第４１号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　そのままお待ちください。

１番から３番、６番から１２番まで起立。

お座りください。

賛成多数です。

したがって、議案第４１号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第４２号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第９　議案第４２号令和８年度足寄町一般会計補正予算（第１号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　ただいま議題となりました、議案第４２号令和８年度足寄町一般会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書１ページをお願いいたします。

令和８年度足寄町一般会計の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０９億９，２２９万９，０００円とするものでございます。

歳出から御説明を申し上げます。

５ページをお願いいたします。

第３款民生費、第３項児童福祉費、第１目児童福祉総務費、第１８節負担金、補助及び交付金におきまして、物価高対応子育て応援手当といたしまして１８万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

第１４款国庫支出金、第２項国庫補助金、第２目民生費国庫補助金、第２節児童福祉費国庫補助金におきまして、物価高対応子育て応援手当支給事業費国庫補助金といたしまして、１８万円を計上いたしました。

２ページへお戻りください。

第２表、債務負担行為１件をお願いいたしました。

以上で、議案第４２号令和８年度足寄町一般会計補正予算（第１号）についての提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

５ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　２ページにお戻りください。

第２表、債務負担行為１件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４２号令和８年度足寄町一般会計補正予算（第１号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第４２号令和８年度足寄町一般会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎　議員派遣の件

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１０　議員派遣の件を議題とします。

本件について、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定いたしました。

◎　閉会宣告

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和８年第２回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午前１１時０２分　閉会

令和８年第２回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員